

議案第49号

渋川市メープルヴィレッチこもち条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月27日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市メープルヴィレッチこもち条例の一部を改正する条例

第1条 渋川市メープルヴィレッチこもち条例（平成18年渋川市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市の林業構造改善」を「市民の余暇の活用及び観光の振興」に改め、「渋川市メープルヴィレッチこもち」の次に「（以下「メープルヴィレッチ」という。）」を加える。

第2条中「渋川市メープルヴィレッチこもち」を「メープルヴィレッチ」に改める。

第3条中「渋川市メープルヴィレッチこもち（以下「メープルヴィレッチ」という。）」を「メープルヴィレッチ」に改める。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 小学生又は中学生がメープルヴィレッチの施設等を利用する場合において、小学生は保護者が、中学生は保護者又は成人の指導者が同伴しなければならない。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第15条を削る。

第14条を第17条とし、同条の前に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第13条 メープルヴィレッチの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。この場合において、第3条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、メープルヴィレッジの管理に関し必要な法令又は条例及び当該条例に基づく規則その他市長が定めるところにより管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) メープルヴィレッジの施設等の維持管理に関する業務
- (2) メープルヴィレッジの施設の利用許可に関する業務
- (3) メープルヴィレッジの目的を達成するために必要な業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 第13条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条、第6条及び第7条の規定の適用については、第4条第1項及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項及び第4項並びに第7条第1項中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長の定める基準に従い」と、同項第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金の収受)

第16条 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、第8条に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を収受させる場合における第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条及び第10条ただし書中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と、第10条第1号中「市長が」とあるのは「指定管理者が、市長が定める基準に従い」とする。

別表中「第9条」を「第8条」に改め、「※ ただし、小学生は保護者同伴とする。中学生は成人の指導者同伴とする。」を削る。

第2条 渋川市メープルヴィレッジこもち条例の一部を次のように改正する

。

別表バンガロー（１棟）の部６人用の項中「１２，０００」を「１２，５７０」に改め、同部１０人用の項中「２０，０００」を「２０，９５０」に改め、同部１２人用の項中「２４，０００」を「２５，１４０」に改め、同表バーベキュー棟の部中「１，８００」を「１，８８０」に改める

。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 第２条による改正後の渋川市メープルヴィレッジこもち条例第８条の規定は、第２条の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

理 由

指定管理に関する規定の追加、条例の評価・見直しに伴う改正並びに消費税法及び地方税法の改正に伴う改正をするため、所要の改正をしようとするものである。

(使用料)

第 8 条 (略)

(使用料の減免)

第 9 条 (略)

(使用料の不還付)

第 1 0 条 (略)

(原状回復)

第 1 1 条 (略)

(損害賠償)

第 1 2 条 (略)

(指定管理者による管理)

第 1 3 条 メープルヴィレッチの管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。この場合において、第 3 条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 1 4 条 指定管理者は、メープルヴィレッチの管理に関し必要な法令又は条例及び当該条例に基づく規則その他市長が定めるところにより管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 1 5 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) メープルヴィレッチの施設等の維持管理に関する業務
- (2) メープルヴィレッチの施設の利用許可に関する業務
- (3) メープルヴィレッチの目的を達成するために必要な業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 第 1 3 条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項及び第 6 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 4 条第 2 項及び第 4 項並びに第 7 条第 1 項中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長の定める基準

(使用料)

第 9 条 (略)

(使用料の減免)

第 1 0 条 (略)

(使用料の不還付)

第 1 1 条 (略)

(原状回復)

第 1 2 条 (略)

(損害賠償)

第 1 3 条 (略)

に従い」と、同項第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金の收受)

第16条 市長は、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金は、第8条に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を收受させる場合における第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条及び第10条ただし書中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と、第10条第1号中「市長が」とあるのは「指定管理者が、市長が定める基準に従い」とする。

(委任)

第17条 (略)

別表 (第8条関係)
表 (略)

(委任)

第14条 (略)

(過料)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

(1) 利用期間を終わって、正当な理由がなく利用を続ける者

(2) 利用の許可を取り消し、若しくは利用を制限し、又は退場を命じたにもかかわらず、利用を続ける者

(3) 正当の理由無く原状の回復をせず、その費用を負担しない者

2 詐欺その他不正の行為により使用料を免れた者に対し、その免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

3 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続に違反した者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

別表 (第9条関係)

表 (略)

※ ただし、小学生は保護者同伴とする。中学生は成人の指導者同伴とする。

渋川市メープルヴィレッジこもち条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案					現 行				
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
施設名	利用時間	利用者区分	使用料（円）	摘要	施設名	利用時間	利用者区分	使用料（円）	摘要
バンガロー（1棟）	午後1時から翌日午前10時まで	6人用	<u>12,570</u>	6人寝具付	バンガロー（1棟）	午後1時から翌日午前10時まで	6人用	<u>12,000</u>	6人寝具付
		10人用	<u>20,950</u>	10人寝具付			10人用	<u>20,000</u>	10人寝具付
		12人用	<u>25,140</u>	12人寝具付			12人用	<u>24,000</u>	12人寝具付
バーベキュー棟	午前9時から午後4時まで	1卓（10人用）	<u>1,880</u>		バーベキュー棟	午前9時から午後4時まで	1卓（10人用）	<u>1,800</u>	
	午後5時から午後8時まで		無料	バンガローに宿泊する者に限る。		午後5時から午後8時まで		無料	バンガローに宿泊する者に限る。